

第22期文化審議会第3回総会（第89回）

令和4年12月19日

【佐藤会長】 それでは、ただいまより文化審議会第89回を開催したいと思います。

本日は御多忙のところをお集まりいただき、オンラインでお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は、岩崎委員はおいでなんですよね。西岡委員はおられるのか。沖森委員、島田委員、浜田委員は御欠席となっております。

それでは、早速ですが、議事に入りしたいと思います。議題（1）文化芸術推進基本計画（第2期）中間報告（案）についてであります。この件について、本日特段大きな御意見がなければ文化審議会として了承したいと考えております。まずは、文化政策部会の河島部会長、それから、事務局からも御説明があると伺っておりますけれども、河島部会長、まずよろしくお願いいたします。

【河島委員】 文化政策部会長の河島でございます。

本年度末に第1期の計画期間が満了することを受けまして、本年6月に文部科学大臣より本審議会に対して文化芸術推進基本計画（第2期）の内容を検討するよう諮問を受けました。本審議会における諮問事項の審議は、文化政策部会を議論の場とし、これまで9回の会議を重ねてまいりました。改めて、お忙しい中、活発な御審議をいただいた20名の文化政策部会の委員の皆様へ御礼を申し上げたいと思います。

去る第9回部会におきまして、審議を一旦終結し、お手元の資料1のとおり、文化芸術推進基本計画（第2期）（中間報告）（案）を取りまとめております。表紙に目次がございますので、まずは全体構成から御説明を差し上げたいと思います。

第2期の文化芸術推進基本計画中間報告（案）は、前文の後、第1から第5までで構成されるものでございます。第1としましては、新たな計画を策定する前提として、「我が国の文化芸術を取り巻く状況」をまとめております。そして第2として、第2期計画期間中に推進すべき取組をまとめる前提として、「第1期計画で示された施策の実施状況／達成状況の評価」をまとめております。第3としましては、「文化芸術政策の中長期目標」をまとめました。そして第4として、第2期計画期間中に推進すべき取組をまとめております。第4は2つのセクションに分かれており、まずは、第2期計画における重点取組として、計画期間中に7つの取組を

位置づけております。次に、第2期計画における施策群といたしまして、計画期間中に政府全体で推進していくべき文化芸術施策を網羅的に整理すべく、全体を16の施策群に分類し、まとめております。最後に第5として、「第2期計画推進のために必要な取組」として、文化芸術政策を推進する上で留意すべき3つの内容をまとめました。

以上が中間報告（案）の概要でございます。

文化政策部会における審議におきましては、第2期計画期間中において、4つの中長期の目標を達成するため、政府・地方公共団体・関係機関・関係団体等との連携を一層深めつつ、国家戦略としての文化芸術政策を強力に推進することにより、文化芸術の本質的価値の創造・深化を図ることが必要であるという結論に至りました。

また、その本質的価値を生かして、社会的・経済的価値を創出し、そこで得られた収益を本質的価値の向上のために再投資するという循環を生み出していくことが重要であり、こうした「文化芸術と経済の好循環の創出と加速」を図ることにより、地域活性化及び経済成長を促進し、「文化芸術立国」の実現を目指すことが重要であると考えております。

それでは、各セクションの詳細につきましては、文化審議会事務局に説明を預けたいと思っております。よろしく申し上げます。

【斉藤政策課課長補佐】 河島部会長より御説明を頂戴いたしました。それでは、事務局より詳細について、資料1に基づきまして御説明をさせていただきたいと存じます。

まず1ページ目、前文でございます。第2期計画の中間報告を取りまとめるに当たりまして、前文として部会においてまとめていただいております。かいつまんで御説明いたしますと、文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養するとともに、人々の心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉である。

我が国には、全国各地に魅力的な有形・無形文化財が数多く存在し、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊等の伝統芸能の上演が行われるなど、長い歴史を通じて地道な努力により今日まで受け継がれてきた誇るべき価値を有している。

現代アート、音楽・演劇・舞踊などの舞台芸術、映画・マンガ・アニメーションといったメディア芸術、和食・日本酒等の食文化を含む生活文化、建築・ファッションなどは世代を問わず人々の心を捉えており、我が国の文化芸術の幅の広さ、奥深さ、質の高さを示すものである。

新型コロナの感染拡大が人々の身体的な接触を妨げ、心理的な距離をも生じさせるなど、多くの人々に行動変容を迫る困難にあつて、文化芸術は、人々に安らぎ、勇気、希望を与え

るといふ本質的価値が改めて認識され、その灯を消さぬよう、次世代への継承の努力が継続されてきている。

また、文化芸術は、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等との緊密な連携の下、デジタル化等の技術革新を取り入れながら、創造的な経済活動の源泉として新たな価値・収益を生み、それが本質的価値の向上のために再投資される好循環を通じて我が国の経済発展に寄与している。

国際的にも、多様性、包摂性、持続可能性をキーワードに、地球規模の課題の解決に向けた動きが活発化する中、文化芸術が果たす役割が増大している。

こういった形で前文をおまとめいただいたところでございます。

3ページ目に移っていただきたいと思えます。第1として「我が国の文化芸術を取り巻く状況」でございます。この5年間の文化芸術をめぐる動向として、文化庁の京都移転を契機とした文化庁の機能強化、文化観光、食文化の新組織の設置、博物館法の改正、日本博の展開、文化財保護法の改正など、大きな動きがあったところでございます。

4ページでございます。2ポツ、新型コロナウイルス感染症が文化芸術に与えた影響というところでございます。上記、様々な動きがある中、令和2年の年始より新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、文化芸術は大きな影響を受けたところでございます。文化芸術に関する公演の中止、延期、地域の伝統行事の中止等が相次いだところです。また、観光需要の減少ですとか文化芸術活動の減少などの影響が生じるとともに、文化芸術をなりわいとするフリーランスの地位の不安定さが顕在化するなど、様々な気づきも併せてあったという状況でございます。

5ページ目、3ポツ、社会状況の変化でございます。大きな社会変化が生じているというまとめでございます。デジタル化の進展による表現活動や鑑賞形態の多様化、急激な少子高齢化による文化芸術の担い手の減少、市場の縮小へ対応が迫られている。国際的地球規模の課題に対する文化芸術の貢献が要請されており、併せて我が国の文化芸術のグローバル展開が急務となる。こういった社会状況の変化が生じているのではないかとまとめることができようかと存じます。

こうした状況を踏まえつつ、第2期の文化芸術推進基本計画は策定をすると、こうした点を踏まえて策定していくことが重要であると取りまとめていただいております。

7ページでございます。第2といたしまして、「第1期計画で示された施策の実施状況／達成

状況の評価」でございます。第2として、第1期計画における施策の達成状況に関しまして、昨年度文化審議会にて実施した中間評価の内容に基づきましてまとめておるところでございます。

評価の概要でございますが、昨年度年度末の文化審議会の総会において中間評価を取りまとめていただいております。その概要という形でまとめた記載になっております。

計画期間の前半では、文化芸術に関する市場の成長の影響を受け、戦略に掲げた目標の一定の進捗が見られたものの、令和2年以降については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、進捗が芳しくなかったり、評価自体が適切ではないと、こういった状況が生じたということでございます。

少し具体的に申し上げますと、コロナ禍において、我が国の文化芸術の担い手の活動基盤が脆弱であることが明らかになるとともに、アーツカウンシル機能の強化が課題となった。アート市場活性化、文化観光の推進については、ポストコロナを見据え、市場の回復及びさらなる振興が課題である。コロナの影響を受け減少したインバウンド需要の回復のため、日本博の一層の活性化が重要である。障害者をはじめ誰でも文化芸術に親しむことができる開かれた環境の充実が課題である。文化芸術の担い手を確保するための方策を多面的、長期的に検討する必要がある。地方公共団体における文化芸術に関する計画策定の促進が課題となっていると、こういったように、概要でございますけれども、評価がまとまっているということでございます。これが7ページから12ページまで、本文中に記載がございます。

13ページにお移りいただきたいと思っております。ここ以降がまさに第2期の文化芸術推進基本計画の骨子といえますが、計画の本体の部分でございますけれども、第3「文化芸術政策の中長期目標」といたしまして、第1期では目標として設定されていたものでございますけれども、第2期では中長期目標と設定してはいかがかという議論が進んでまいったところがございます。中長期目標の設定に当たりましては、第1期計画の目標が、文化審議会における議論及びその後のパブリックコメント等を含め、第1期計画の目標が国民的な対話を礎として設定されているということ。併せまして、第1期計画期間にとどまらず、中長期的な視点に立って設定をされているということ。3つ目といたしまして、新型コロナウイルスの影響等によりまして、いまだ第1期計画で掲げた目標は達成に至っていないと判断されることなどから、近時の文化芸術をめぐる動向等を踏まえつつ、第1期計画の構成及び内容を基本的に踏襲いたしまして、表現の適正化を図った上で規定をしておるところでございます。

13ページに中長期目標1, 2, 3, 4とございますけれども、表現の適正化は図っております

が、おおむね第1期計画の目標1, 2, 3, 4に対応した内容として第2期中長期目標を設定するという形で議論がなされてまいったというところでございます。

続きまして、14ページでございます。第4「第2期計画における重点取組及び施策群」ということでございます。河島部会長から概要の御説明がございましたように、第4は2つのセクションから構成されております。1つ目といたしまして、特に第2期計画期間中に重点的に推進すべき取組を7つの重点取組としてまとめたということでございます。

15ページのマル1, 重点取組1といたしまして、ポストコロナの文化芸術活動の推進を規定しています。下の箱の中でございますけれども、具体的に計画期間中に取り組むべき重要施策といたしまして、文化芸術水準の向上、文化芸術分野の活動基盤強化、文化芸術団体等の自律的・持続的な発展に資する支援の実施、16ページに移りまして、アートの国際的な拠点化とアート市場の活性化を通じた我が国アートの持続的発展の推進、映画・マンガ・アニメーション等のメディア芸術の振興、ナショナルセンターとしての国立文化施設の機能強化、文化施設の運営等におけるPPP/PFIの活用などによる官民連携の促進という形で、具体的に取り組むべき重要施策をまとめております。

17ページ、重点取組2でございます。文化資源の保存と活用の一層の促進と規定しております。具体的な取組として、「文化財の匠プロジェクト」の着実な推進、文化財の保存に関する集中的な取組、我が国固有の伝統芸能をはじめとする無形の文化財の保存・活用、地域の伝統行事等の振興と次世代への着実な継承、近現代建築の保存・活用の推進等による建築文化の振興という形でまとめられているところでございます。

18ページでございます。重点取組3、文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成と規定しています。学校における文化芸術教育の充実・改善と我が国の伝統文化の継承、子供たちが文化芸術・伝統芸能等の本物に触れることができる鑑賞体験機会の確保、文化部活動の円滑な地域連携・移行の促進という形で具体的な取り組むべき施策がまとめられているところでございます。

19ページ目、重点取組4でございます。多様性を尊重した文化芸術の振興と規定されております。具体的施策として、性別、年齢、障害の有無や国籍等に関わらず活動できる環境の整備、20ページに行きまして、共生社会の実現に向けた障害者等による文化芸術活動への参画の促進、外国人に対する日本語教育の水準の維持向上による、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境整備、文化芸術活動の推進に当たっての多様な財源の確保方策の促進ということになっております。

20ページ、重点取組5、文化芸術のグローバル展開の加速と規定しております。21ページに行きまして、トップアーティスト等のグローバルな活動の支援を含む戦略的な文化芸術の海外発信、「日本博2.0」の推進をはじめとする世界中の人々を惹きつける開かれた文化芸術の拠点形成に向けた環境づくり、海外展開の推進によるカルチュラル・ビジネス・トランスフォーメーション、CBX⁴の実現、世界の様々な国や地域を対象とした国際的な文化交流の充実、気候変動や持続可能な開発といった地球規模課題への文化政策としての対応という形で具体的に記載をされておるところです。

22ページ、重点取組6でございます。文化芸術を通じた地方創生の推進と規定しております。全国の博物館・美術館等の機能強化・設備整備の促進、全国の劇場、音楽堂等の機能強化・設備整備の促進、文化観光拠点・地域や「世界遺産」、「日本遺産」等の文化資源を最大限活用した文化観光の推進、地方における文化芸術公演の積極的な展開の支援、食文化をはじめとする生活文化の振興、地域における文化芸術振興を推進する人材の育成と体制の整備・構築でございます。

最後に、重点取組7といたしまして、デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進を規定しております。24ページに行きまして、Web3.0にふさわしい、急速に進化するAI技術等を活用した文化芸術活動の推進、DX時代に対応し、権利保護と利用の円滑化を踏まえた著作権制度・政策の推進によるコンテンツ創作の好循環の実現、博物館資料等のデジタル・アーカイブ化の促進、AI技術等を用いた文化財の保存・活用、文化芸術と科学技術をつなぐ研究開発の促進という形で規定をしております。

これらの7つの重点取組につきましては、「文化芸術と経済の好循環の創出と加速」を推進し、「文化芸術立国の実現」をするために極めて重要な役割を担うものとして、第2期計画期間中に重点的に推進することが求められるのではないかとというような審議が展開されておったというところでございます。

第4の2つ目、25ページに行きますけれども、目標を達成するための施策群ということでございます。第2期計画期間中、効果的かつ着実に文化芸術政策を推進するために、16の施策群を整理し、具体的な取組を詳細に設定しているというセクションでございます。施策群については、25ページでございますように16の分野に分かれており、政府として進めていくべき計画期間中の取組を網羅的に記載をしているということとなっております。ですので、施策群のマル1、26ページから施策群のマル16、51ページまででございますけれども、この16の内容というものが政府として5年間で進めていくべき文化芸術施策については、基本的に

全て網羅的に記載をしているという整理になってございます。

最後に52ページまで飛んでいただきたいと存じます。52ページ、第5「第2期計画推進のために必要な取組」でございます。これまで掲げてまいりました7つの重点取組、そして16の施策群、こういったものを進めていくために必要な取組として、3点まとめていただいているところでございます。

1つ目、評価・検証及び政策立案・実行のための体制構築の推進ということでございます。成果を着実に上げるため、政策とその効果の関係性を示したロジックモデルを構築するとともに、国内外の文化芸術の動向の把握、そして計画自体の適切な評価のため、大学、独立行政法人、研究機関等と連携し、文化庁として調査機能を強化していく必要があるだろうという点でございます。

53ページに参りまして、2、第2期計画の戦略的な広報・普及活動の展開でございます。SNS、動画配信サービス等、広報ツール、こういったものの活用と時宜にかなった情報提供を推進していく必要があるという形でまとめていただいております。

最後、3つ目でございます。国・地方公共団体と一体となった文化芸術の振興ということでございまして、地方公共団体に対して第2期文化芸術推進基本計画の内容を参酌した地方文化芸術推進基本計画の改定・策定を支援・促進をするとともに、こうした地方公共団体の取組を促すため、国として必要な情報提供を実施していく。併せまして、地方公共団体において、文化芸術の振興を通じて、地域の諸課題の解決のための継続的な取組に係る関係部局等が一体となって取り組めるよう、文化芸術担当部局に限らず様々な部局が連携して施策に取り組むということを規定させていただいております。

以上が、資料1に基づきます文化芸術推進基本計画（第2期）中間報告（案）を御説明させていただきました。

今後のスケジュールとこれまでの議論の内容を簡単に御紹介させていただきます。中間報告をまとめるに当たりましては、8月8日の第1回の文化政策部会から約5か月間にわたりまして、文化審議会文化政策部会を9度開催していただきました。文化芸術関係者の方々にも数多く委員に迎えるとともに、文化政策部会においても20を超える文化芸術団体からヒアリングを行い、文化芸術の担い手、現場の皆様の意見を幅広く酌み取って審議を行っていただいております。

今後の予定につきましては、資料4に簡単にスケジュールでまとめてありますが、この中間報告がまとまりましたらパブリックコメントを実施したいと考えております。この中間

報告に基づきまして、国民の方々からの御意見を頂戴し、その後、パブリックコメントの内容を反映した答申案という形で、年明け、文化政策部会、併せましてこの文化審議会総会で御審議いただきまして、年度内に、6月の大臣からの諮問に対する答申を文化審議会総会において答申を頂きたいと思っております。

これを受けまして、関係府省庁、文化芸術基本法に基づきます文化芸術推進会議を開催いたしまして、答申を踏まえた基本計画の内容について調整を進めまして、年度内に政府において閣議決定を行うというスケジュールで進めてまいりたいと思っております。

以上、事務局からの説明でございます。長くなりまして恐縮でございましたが、以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。文化政策部会の方たち、非常にハードなスケジュールの中で綿密な御検討をしていただきまして、どうもありがとうございました。今回、中間報告の案としてまとめていただいたわけでありすけれども、今伺っただけでも、非常に周到な現状把握、それから、施策や取組の網羅的な検討までしていただきまして、ありがとうございました。

ただ、委員の皆様には、いろいろな御意見あるいは御質問がおりだと思っておりますので、どうぞここで忌憚のない御意見を賜ればありがたいと思います。いかがでしょうか、ただいまの文化芸術推進基本計画（第2期）の中間報告（案）につきまして、御意見を頂きたいと思っております。いかがでしょうか。

【渡辺委員】 渡辺です。

【佐藤会長】 渡辺委員、お願いします。

【渡辺委員】 本当に多岐にわたる内容で、文化芸術推進という観点から本当に様々なことが書かれていまして、とてもうれしく思いました。

ただ、これを実現するには、物すごく予算がかかるのではないかなというところで、そういった面で国も本当に力を入れて取り組んでいただきたいと思うわけですが、例えば、私は音楽家なので特にそういうメディア系、映画・マンガ・アニメーション等、メディア芸術の振興というところに非常に興味があり、またそこに関して意見を述べたいのですが、例えば、新しいクリエイター、有能なクリエイター、有能なクリエイターを応援していきたいというようなことに関して、実際に支援をするというその原資なるものがどこから出るのだろうかとか、あるいは、それを統括する何らかの団体というものを設けるのだろうかとか、あるいは、様々な制作会社において有能な例えば映画監督がいた場合に、その映画

監督が海外、例えばアメリカのハリウッドで勉強をする、1年間研修をするとか、例えばそういったことに関して会社に対して支援をできるのだろうかとか、具体的に一体どういったことを考えていらっしゃるのかなという、その辺が少し気になりました。

あるいは、例えば税制面で何か優遇するとか、何か国でこれだけのことを全部実現するための予算を取るというのは、本当に大変だなと思いますので、その辺り、どのようなことをこの計画をする中で考えていかれるのかという点が非常に気になりました。

そして、施策群の中のDX時代に対応した著作権制度の構築という内容のところ、「著作権等の権利の保護及び著作物の利用円滑化に留意しつつ、著作権制度の見直し及び施策の充実を行う」とか、あるいは「私的録音録画補償金制度の在り方を含め、著作権等の保護と適切な対価が得られる制度や周辺環境を検討する」ということがあえて書かれていて、ここは本当にありがたいなと思いました。

昨今、ブルーレイディスクレコーダーが私的録音録画補償金の対象機器としてようやく政令指定されたということではありますが、この私的録音録画補償金制度というのは、せっかくありながらも、長年全く機能していない状態にありました。EU諸国と比べますと、少なくともEU諸国では、例えばスマホなどもこの私的録音録画補償金の対象機器に入っております。日本の現状とは大きく違うという点で、このデジタル時代で権利者が非常に不利な状況に陥っているその部分を補償するという点で、EU諸国は少なからず日本よりは上に行っている状態であると。

このデジタル時代という、例えばサブスクリプションで音楽が聞き放題になる。これは私も音楽家として利用していて、とても便利な夢のような1つのコンテンツといえますか、ビジネスモデル、そしてそれを利用する側にとっては本当にありがたいものでありますが、ただ、権利者にとって必ずしも喜べない現状であることは事実としてあります。

音楽というのは、デジタル化されてからコピーが瞬時にできてしまうという時代を迎えて、そして特にこのパーソナルコンピュータが普及しだしてからは、これは本当に簡単にコピーができるようになってしまった。それ以降は、音楽コンテンツの売上げというのは落ちる一方で、レコード会社も収入は激減し、昨今、私たちが耳にしているヒットソングと言われるものの大半は、打ち込みと言われるデジタル音源をコンピュータ内で駆使して作り上げた、安い制作費で作った音源であふれているというのが現実であります。70年代から90年代のポップスで使用されたような、ある編成のストリングスセクションで録音するというようなことは、現在においてはもうほとんどなくなっております。これは制作費をかけ

られないからなんですね。ですから、私たちが耳にしている今のはやり歌の背景で流れる音楽というのは、ある意味安い制作費の中でぎりぎり鑑賞に耐え得るものを作って、ストリングスセクションも疑似的にサンプリングされた音源で（音声途切れ）

【佐藤会長】 渡辺委員，少しお待ちください。

（接続確認）

【渡辺委員】 今，私，もう一度つなぎ直しましたが，大丈夫でしょうか。今突然切れました。

【斉藤政策課課長補佐】 皆様いらっしゃる。失礼いたしました。続行したいと思います。よろしく願いいたします。

【渡辺委員】 今，発言の途中で，もう一度途中から話を続けさせていただきます。

【佐藤会長】 今回復しました，こちらの文化庁会場も。それでは，今，渡辺委員の御発言の途中だったので，大変恐縮ですが，著作権の保護の問題とその補償の問題についての御発言の途中から，また渡辺委員，お願いいたします。

【渡辺委員】 今，現在の我々が耳にするヒットソング等の音源から聞こえてくるストリングスなどは主にデジタル音源で，疑似的に作り上げたものの可能性が高い。それは，全てに制作費が非常に低くなってしまっているからだ。レコード会社の収益が非常に下がってきてしまったために，それぞれの制作費が非常に低くなってしまっている。私が例えば編曲をする際にも，渡辺さん，今度は，編成はこのぐらいでやってくださいという規模が，1970年代から90年代に比べますと本当に激減している。そういった現状があるというのは，これはデジタル時代を迎えて，この音源なるものがデジタルで簡単にコピーできるようになってしまったということが大きく影響していて，そしてCDの売上げが落ち，配信という時代を迎えても配信も売上げが落ち，現在はサブスクリプションサービスが主流になっている。この中で，権利者，アーティスト，全てにこの収益が落ちているということがそういった現状を生み出しているということです。

それを補填するというような意味で私的録音録画補償金制度というものが作られたにもかかわらず，結果的にその対象機器なるものが，もうこの現実にそぐわないものが制定されただけであって，もう長年にわたってこの私的録音録画補償金制度というのは機能してこなかったということで，このEUと比べて，ここから得られる補償金というものがアーティストや制作者側に回ってこなかった。これもよりよい音楽作品を作るためには非常にマイナスに向かう原因であったということは否めない。

日本の現状というのを見ますと、結局そういうものがなかなか、やっこのブルーレイディスクレコーダーが政令指定されましたけれども、これは本当に文化庁の努力があって、様々なお話しの中でやっこのこまで来たなという感じではありますが、まだまだ私個人として見れば、録音のほうの分野で政令指定されるべき機器があるにもかかわらずそれが実現していないという現状であり、EUにおいては、くどいようですが、スマホもその私的録音録画補償金の政令指定にされている機器になっているという現状と比べると大きく違う現状である。

日本は、残念ながら、世の中の先を見ないで、今がよければよいという、文化芸術よりも、企業や利用者の利益優先というほうにどちらかという力が向かっているのではないかと。権利者を守りましょうということを文化庁も様々なところで世の中に訴え、今回の内容にも書かれておりますが、そういったことが言われているにもかかわらず、現実はなかなかそれが実現していない。これから、特に漫画家とか音楽クリエイターを育てるといった場合に、こういうコピーとか、そういったことが簡単にできてしまう今の世の中にあって、著作権の大切さということを今まで以上にユーザー側に理解を持ってもらう施策を行っていただくということが、結局この文化芸術を推進していくということの一番基本的なところに求められると私は考えています。

そしてさらに、ユーザーにとって便利であっても、権利者にとって著作権の収益という意味でマイナスになり得る機器がこれからも出てくる可能性がありますし、そういった新しいビジネスが生まれる可能性もありますが、そういったときに、そういったことを展開する企業、そしてそれに関連する省庁の方々にも、日本や、もう大きな意味では世界の文化芸術推進という大きな視野を持って、権利者の意見に耳を傾けていただくということを、これを忘れないように国として働きかけていっていただきたいというのが私の願いであります。ありがとうございました。

【佐藤会長】 ありがとうございました。ただいま、渡辺委員から予算や支援の具体的な在り方についての御質問や、あるいは著作権者の保護の在り方、あるいは私的な録音録画の際の補償の在り方などにつきまして、御懸念あるいは御要望があったと思いますけれども、これについて、文化政策部会の河島部会長、あるいは文化政策部会の方、あるいは事務局のほうから御説明いただけませんか。

【斉藤政策課課長補佐】 事務局でございます。

【佐藤会長】 お願いします。事務局から。

【斉藤政策課課長補佐】 渡辺委員，ありがとうございます。

まず，文化庁予算の確保に努めていくということが，この計画期間中も極めて重要なことであろうと認識をしております。芸術文化振興会の基金も含めまして，文化庁予算の確保に努めるということがまず第一でございます。

併せまして，今回，第1期計画と第2期計画の違いといたしまして，冒頭私の説明でも申し上げましたけれども，文化庁の京都移転に伴います機能強化ということで，文化庁が政府全体の文化政策を進めていく役割を平成30年の文部科学省設置法によって付与されているという状況でございます。その後，初めての計画の策定ということになりますので，各省とこれまで以上に連携を図っていくことが重要であろうと考えております。文化庁予算だけですと1,100億円弱というような規模でございますけれども，各省様々な文化芸術に関する予算を持っております。特にコロナ禍では，経済産業省をはじめとして多くの省庁と協力をして我が国の文化芸術の灯を次代につなげるということを意識して進めてまいったことございまして，これは1つのレガシーとして，第2期計画において，文化庁のみならず各省と連携して財源を確保して文化芸術を振興していくということが重要であろうと考えております。

併せまして，寄附ですとかそういったことも含めまして，重点取組にも記載がございますけれども，多様な財源の確保ということが課題になってまいって，その中では民間企業との連携，グローバル展開という目標の達成のためには民間企業との連携は欠かせませんので，こういったことも関係省庁との連携も深め，民間企業との連携も深めていくということが重要であろうと考えております。

併せて，デジタル時代においてということで，文化政策部会において，そのデジタルへの対応という点は，極めて重要なトピックとして委員の間での審議があったところでございます。この日進月歩で長足の進化を遂げていくデジタルに著作権政策が置いていかれないといいたいでしょうか，常に最新の動向を意識して，時宜にかなった文化政策を進めていくということ意識することを強く委員の先生方から指摘を頂戴したところでございまして，著作権をはじめといたしまして，デジタル時代の対応ということを強く意識をすべく，重点取組7に，審議の過程で重点取組が1つ追加されてデジタルへの対応ということが入ったところでございまして，こういった点を強く意識して文化芸術推進基本計画（第2期）の執行に努めてまいりたいと考えております。

著作権課芸術文化担当，何か補足があればお願いします。

【吉田著作権課長】 よろしいでしょうか、著作権課の吉田でございます。

【佐藤会長】 お願いします。

【吉田著作権課長】 渡辺委員から著作権の関係に関しまして、多々御指摘を頂きまして、本当にありがとうございました。

まず、私的録音録画補償金に関しまして、渡辺委員からのこれまでも様々な御意見を頂いております。私どもも今非常に困難な状況の中ではございましたけれども、今回、ブルーレイディスクレコーダーにつきまして、数年ぶりに新たな機器として指定することができました。これは審議会の委員の先生方の御指導の下だと思っております。ありがとうございます。

なお、ただこれだけでは十分ではないという今御意見・御指摘を頂いたところでございますけれども、私ども事務局といたしまして、また、文化審議会の著作権分科会のほうでも、新たな対価関係、あるいはデジタル時代に対応した対価関係の方策について、今のコンテンツの流通状況なども踏まえながら検討を進めてきているところでございます。

私的録音録画補償金というところだけにとどまらず、デジタルに対応した収益の在り方といったところについては、もう少し視野を広げた形での議論が必要だと思っておりますので、引き続き審議会のほうでも御議論いただきながら、次の新たな政策について検討していきたいと考えているところでございます。

また、もう1点、渡辺委員のほうから著作権の大切さを理解してもらうことが基本だという御意見を頂きましたところでございます。これは本当に私どもも全くそのとおりだと考えておまして、こういった補償金を進めていく、あるいは権利者の育成、あるいはその収益といったところにしっかり還元していくという意味でも、その著作権の大切さというものを国民の皆様方にしっかり御理解をしていただくということは、非常に重要だと思っております。

これまでも普及啓発の取組などはしてきているところでございますけれども、昨今、海賊版の問題などもあり、様々な侵害という観点もございます。そうした意味からも、学校教育の中、あるいは、若い方々に対しまして著作権の大切さといったものを幅広く理解してもらうような取組といったものは、引き続き実施していきたいと思っております。今回の基本計画の中でもそうしたことを踏まえた文言が記載されていると理解しておりますので、その辺りを踏まえて、今後の5年間の計画をしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。先ほどの予算で、文化庁予算だけでなく、多様な予算を用意したいということと、各省庁を含めた形で、協力した形で取り組んでいきたいということについては、今回の中間報告（案）の中では、どこかに記載がありますか。お願いします。

【今井政策課長】 失礼いたします。文化庁政策課長でございます。

ただいま会長から御指摘があった点、資料に基づいてポイントを御紹介したいと思います。まず、お手元の資料、14ページを御覧いただけたらと思いますが、ここは第4「第2期計画における重点取組及び施策群」でございます。この1ポツのところに、まさにこれから5年間の第2期計画における重点取組の基本的な考え方が書いてありますが、大きなポイントといたしましては、1つ目の白丸は、これからこの文化経済の関係をしっかりと連携して取っていくということなのですが、2つ目の白丸、14ページの下段にございますように、特に第2期計画期間中につきましては、4つの中長期目標を達成するため、政府・地方公共団体・関係機関・関係団体等の相互の連携を深めつつ、国家戦略としての文化芸術政策を強力に推進する。その中で文化芸術の本質的価値の創造・深化を図る。そして、それを生かして社会的・経済的価値を創出していく。そこから得られた収益を本質的価値の向上のために再投資するという循環、これを今回の計画の大きなポイントとして、「文化芸術と経済の好循環の創出と加速」ということで、こういった活動を通じて「文化芸術立国」の実現を目指すということを書いております。なので、こういったところで公的機関が自らしっかりと予算を取って対応するというのは大事なのですが、併せて、ここに挙がっている地方公共団体・関係機関・関係団体も、それぞれの立場でこの文化と経済、その好循環を作るための取組を進めていただきたいというのが大きな基本の考え方となっています。

もう一つ、52ページを今度御覧いただきますと、今のような第4のところで重点取組、それから16の施策群について記載をさせていただいておりますが、特に52ページの第5「第2期計画推進のために必要な取組」という観点から、1ポツのところが特にポイントになりますが、評価・検証した上で、その後の政策立案・実行のための体制構築を推進するということが記載させていただいております。ここは非常に政策を進める上で重要なポイントなので少し御説明いたしますと、1つ目の白丸が、こういった「文化芸術立国の実現」を目指すために、政府としては、特に評価の仕組み、EBPMでございますとか、エビデンスに基づいた取組を進めて、この1つ目の白丸の後ろから2行目にあるのですが、「文化芸術政策の基本的な枠組みを明確にし、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するこ

とを目指すべきである」となっております。なので、政府としては、様々な知恵と工夫を絞りながら、またエビデンスに基づいた政策を進めていこうということを明確に書かせていただいております。

その上で、2つ目の白丸、1つ目の白丸は、その評価を通じた取組でございます。その後だんだん出てまいりますのは、4つ目の白丸のところですが、その際に、「文化芸術政策の推進に当たっては、文化芸術活動に関する公的支援の有効性を高め、文化芸術がもたらす本質的価値及び社会的・経済的価値の円滑な創出を図っていくことが重要である」という考え方をお示しさせていただいた上で、先ほど事務局から説明もさせていただきましたが、例えば、文化芸術活動の自律的・持続的な発展に資する支援、これを実施することが求められている中、独立行政法人日本芸術文化振興会における支援と地域における支援の在り方、こういったことも今後考えていこうということをプログラム化しております。

最後にでございますけれども、52ページ目の一番下の丸ですが、ここに関係機関の連携が書かれております。文化庁が中心となりまして、文化芸術行政はもとより、初等中等教育・高等教育・スポーツ・科学技術、こういったところと連携を図るのに加えまして、観光、まちづくり、国際交流、福祉、産業、その他様々な分野、これは政府一丸となって強力に進めることが重要ということで、特に文化芸術基本法に基づきまして文化芸術推進会議、これがございますので、これを積極的に活用して政府一体となった取組を推進する。そして、第2期計画はそれをより一層強化するということを記載させていただいておりますので、こういった辺りで、ただいま御質問を頂いた点については、政府としてしっかり取り組めるような、そういったプログラムを明記させていただいたような形で今考えているところでございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

渡辺委員、ただいまの御説明のようなことで、今回の中間報告（案）の中でも配慮がなされてはいるようですが、ただ、まだいろいろ御要望はおありかなという気もいたしますが、いかがでしょうか。

【渡辺委員】 今、御説明いただいたので、ぜひよろしくお願いたしますと申し上げます。ありがとうございます。

【佐藤会長】 私がぺらぺら見ておりましたら、23ページとか24ページの辺りに、デジタルの海賊版への対策みたいなことも一応書かれてはいるかなとは、目に入りました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。河野先生、お願いします。

【河野委員】 日本消費者協会の河野です。

文化芸術推進基本計画（案）について、御提案をありがとうございました。第1期計画の中途で見舞われたコロナ禍によって、当初の計画に沿った実践ができなかったことは大変残念に思いますが、そこで得られた知見や気づきを第2期に生かしていただければと思います。

第2期基本計画の骨子に関しましては、幅広い視点から非常に詳細な御提案を頂いており、いずれも喫緊の課題であると認識いたしまして、御提案に賛同いたします。

その上で、今回の精緻な計画案において注目して拝見したのは、先ほど事務局の方から御説明いただきました、52ページ以降の計画推進のための取組、3点でございます。今、直前の渡辺委員からの御質問のお答えで私もよく理解できたんですけども、計画でやりたいこと、やらなければいけないこと、やらなければならないことを確実に実践するための体制構築においては、予算確保の面、施策の効果を上げるという面からも、他省庁との施策の協働・連携などはとても重要だと思いますので、ぜひ先ほどの御説明のように力を入れていただきたいと思います。

もう1点は、戦略的な広報・普及活動についてです。文化芸術に対する国民の理解の醸成という視点から、文化芸術と言ったときのイメージ、または世界観について、世代によって理解や認識に当然ですけども違いがあると思います。コンテンツの価値は変わらないと認識していますけれども、例えば、国宝などの歴史的な芸術と映画・マンガ・アニメーションなどのメディア芸術などとの間には、何となく見えない壁があるのではないかと感じています。記述の中にありました、子供たちが本物に触れる、文化芸術・伝統芸能等の本物に触れるということが出来るその鑑賞体験機会の確保に異論は全くございませんが、マンガやアニメのストーリーの核となっているのは、日本の歴史的な事物であることも多く、形を変えつつそういった日本の文化は継承されていくということなどに御配慮いただいて、ぜひその文化芸術振興の広報に役立てていただければと思っています。

最後に、質問なんですけれども、全体の記述の中に「文化芸術」という表現と「アート」という表現が出ているんですけども、その使い分けについて教えていただければと思っています。

私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。御意見、体制のこと、あるいは戦略的な広報普及についての貴重な御提言と、それから御質問がありました。この御質問について特にか

がでしょうか、事務局から。

【斎藤政策課課長補佐】 文化経済・国際課、もし可能であれば御説明をお願いできますでしょうか。よろしく願いいたします。

【板倉文化経済・国際課長】 承知いたしました。「文化芸術」と「アート」についての使い分けということでございます。こちらに関しましては、まだ議論があるところだとは認識していますが、「文化芸術」に関しましては、文化芸術基本法というところの文化芸術と捉えていただければと思っております。また、「アート」につきましては、近年そのアート、特に現代アートが使われているわけでございますけれども、本来的なアートというのは、芸術とかなり近いものだと思っております。ただ、今新しい時代の視点で、アートという形で文化芸術を捉え直すということかと思っております、そういった文脈的な意味で使い分けをしていると御認識いただければと思っております。

以上でございます。

【河野委員】 ありがとうございます。

【佐藤会長】 よろしいでしょうか。アートとアート市場みたいなのがセットのような感じもいたしますけれども、ほかの文化芸術でもそういった同様の課題もあるのかなという気もいたします。

ほかに御意見、御質問はございますか。島谷委員、お願いします。

【島谷会長代理】 非常に多様な計画、それから目標を設定していただいて本当に感謝申し上げます。これを全部やっていくというのは、とても大変なことかと思いますが、担当を決めながら適切に進めていただきたいという思いと、感謝の気持ちでいっぱいでございます。

施策群をマル1からマル16、25ページに挙げておられますが、マル9、マル10、「世界を視座とした」という、「海外との連携」と書いております。昔は、文化庁の海外展というものがアジアと欧米で1本ずつありました。日本での国際交流、日本での多言語化等で非常に充実した形になりつつあるのですが、残念ながら、ここ三、四年は止まっている状況です。日本に来ていただいて日本美術のすばらしさを見せるということも重要なのですが、コロナ禍もあり、その海外展がなくなっているというのは非常に残念に思います。

海外に行って日本美術のすばらしさを見せることによって、日本に来ていただければもっとすばらしいものが見せられる。映像、今はインフラが進んでいますので、それでお見せするというのも当然重要なのですが、我々は海外に旅行や観光に行ったりするときに、映

像では見られない感激というものを現場で味わい、食べるものも食べて、映像では得ることができない味を味わうというのは、非常に大きな意味合いを持っております。美術作品も同様で、今までやられていた大型の海外展というのは、受皿も限られているのでなかなか受けるほうも難しいところはあるかも知れませんが、もう少し縮小して巡回できるようなもの、例えば、金工品であるとか、焼き物であるとか、そういったものは巡回も可能ですので、その中に絵画・書籍・彫刻を加えるかどうかというのは検討の余地があると思います。それを全部やれということではなくて、例えば文化財機構であるとか、そういうところに人を使うような予算もつけていただいて、復活する。言葉は非常に悪いんですけども、魚を獲るときにまき餌というのがありますが、物のよさをしっかり伝えるということがとても重要であると思いますので、日本美術のすばらしさ、アジアの中で、日中韓は距離が近いけれども違うんだということを見ていただくことによって、では、また日本に行って鑑賞しようという機運が生まれてくるように思いますので、このどこか施策の中でそれが読み込めるところがあつて、私が見逃しているかも知れませんが、そういったことをぜひ推進していただけるとありがたいなと思います。

以上です。

【佐藤会長】 日本の文化芸術の国際発信というのは、非常に重要かと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

【河島委員】 すみません、部会長の河島ですけれども、申し訳ありません。

【佐藤会長】 お願いします。

【河島委員】 資料4のスケジュールを見ていて、これは間違いかなと思ったのですが、この場で確実な情報として皆さんと共有したほうがよいかなと思いましたが申し上げますと、令和5年1月、2月両方ともが、「文化審議会文化政策部会（第10回）」で、同じことが書いてあるんですけども、これは第11回の間違いでしたでしょうか。それとも、どちらかに10回を持ってくるという計画でしょうか。

【斎藤政策課課長補佐】 事務局でございます。すみません、今画面のほうに共有をさせていただきます。おっしゃるとおり、事前に共有したものの10回、11回が重複しておったようでして、正確にはこちらでございます。

令和5年1月16日に文化政策部会第10回で、この場で答申案の審議をしていただきまして、2月に改めて部会をしていただいて、これは、2月というのは予定でございますけれども、第11回ということで、少なくともこの2回は年明けに部会を行った上で答申案の審議を進めて

いくということを想定しております。改めて今画面で共有させていただいているのが正しいバージョンでございます。失礼をいたしました。ホームページにはこれで載せておりますので、よろしく願いいたします。部会長、ありがとうございました。失礼いたしました。

【河島委員】 ありがとうございます。

【佐藤会長】 それでは、ほかに御意見、御質問等、いかがでしょうか。手が挙がっておられますね。宮崎先生、お願いします。

【宮崎委員】 よろしいですか。非常に多岐にわたって周到に策定されたものと思います。今までの皆さんもおっしゃっていたように、これを全部実現するというのは、非常に大変かなという思いも一方でいたしております。

それで、私が少し関わるところについて申し上げますと、例えば、博物館とかそういうところの機能を充実させるというについてですが、それぞれの現場で人材が足りずかなり疲弊しているという状況があると認識されます。そこで、今回お話があったようなことを新しくして実現していくためには、人材を育成したり、さらにいえば、適切な人材を確保していくことが必要になります。

経済と文化芸術の促進の好循環をはかる際に、かなりぎりぎりの現場の状況のなかで、その好循環をもたらすために何が実際には出来るのかと考えたときに、ここで示されているのは、例えばクラウドファンディングによる資金調達とか入館者数の増加ということが書かれてい、入館者数の増加というのは、例えば、たくさん人があまり来過ぎると、また満足度も減ってしまいますし、それからコロナの問題もあって、今は予約を取って入館者数をある程度一定になるように抑えたりしています。それは未来永劫続くわけではないかもしれませんが、それぞれの展覧会で、その会場の規模での適正な入館者数というのが、ある程度割り出せると思うので、それ以上に人が来ることが望ましいとは思えません。また、民間からのクラウドファンディングにかなり頼っていこうというふうに読み取れたのですが、クラウドファンディングや、入館者数の増加に頼るだけでなく、もちろん文化庁さんもこれから折衝してそのための予算を獲得していくということになるとは思うんですけれども、「文化芸術立国」というのを目指すのであれば、それ相応の国としての覚悟と、そのための予算規模も必要であるということを改めて強調して、文化庁さんを後押しし、是非実現していただきたいと思います。

以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございました。今回のこの中間報告もそうですが、文化芸術推

進の基本計画自身が発信して、政府内あるいは国民的な合意が得られて、いろいろな形で充実した体制が組めるようになるということが望ましいかなと思いました。そのための努力は、また文化庁をはじめ大変だと思いますけれども。

ほかにいかがでしょうか。岩崎先生、お願いします。

【岩崎委員】 岩崎です。この中間報告（案）全体、とても網羅的で興味深く読ませていただきました。全く異論はありません。

異論はないんですけれども、運用上で1つ申し上げたいことがあります。手を挙げさせていただいたんですけれども、私はこれまでユネスコの無形文化遺産保護条約のコンテキストでいろいろな発言をさせていただきましたけれども、この計画の、何ページですか、無形文化遺産の活用についての項目があるんですけれども、その上で、各地域で、この文化遺産を地域振興とか観光・産業振興に活用して地域の活性化を目指すという類いの意味の言葉があらこちらに出てくるんですけれども、ユネスコのコンテキストでは、無形文化遺産を観光産業に活用することに対して、慎重な意見があるのだということを今ここで述べさせていただきたいんですけれども、今はもうSDGsが広く知られるようになってからは、これには地域経済の発展というのが含まれてきますので、無形文化遺産を観光産業として結びつける傾向に対して過敏な反応はあまりなくなってきたんですけれども、このSDGs時代以前は、観光産業イコール有害というような意見がユネスコの中では強いんですね。最近になってやっと、SDGsのおかげもありまして、無形文化遺産の保護・継承に生かすために経済的な要素は有効であるという意見が多くなってきています。しかし、今年の会議でも過度な経済活動といいますか、オーバーコマースライゼーションに対して警鐘を鳴らすコメントが聞かれました。

より詳しく説明いたしますと、無形文化遺産が観光資源になることによって、本来地域の人々のものであった無形文化遺産が商品化して、地域の人々が参加できないという事態が起きてしまう。そうすると、本来の文化遺産の意味を失うということの問題視しているのです。特にユネスコの代表一覧に既に記載されているものに関しては、この点の配慮が必要ではないのかなといつも感じております。

実際に提案書をユネスコに書く段階で幾つかの質問に答えていくんですけれども、その1つに、代表一覧に記載されたことによって、文化遺産が本来の意味を失うような、予期しないような影響が起きた場合、どのように処置しますかという質問があつて、それに実際に答えて記載になっているわけなのです。ですから、無形文化遺産と観光産業の関わりでは、こ

の点にある程度が目配りが必要ではないのかなと考えています。そのことを運用上に配慮していただけたらいいのかなと思っているんですけども、発言させていただきまして。ありがとうございます。

【佐藤会長】 貴重な御意見だと思いました。過度なというのは、とにかく少しまづいかなと私も思いました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。お願いします。

【河島委員】 皆様から大変貴重な御意見も頂戴いたしまして、どうもありがとうございましたということを申し上げたかったことと、あと、渡辺委員以下、皆さんおっしゃっていたように、たくさん盛りだくさん内容がございまして、本当にこれでこんなにできるんですかというお話がありましたけれども、私たち文化政策部会の委員と事務局との間で何度もやり取りをしながら詰めていきたものでして、個人的には、ここに書いてあることというのは、むしろできると思って書いてあるのだらうなど。全く単なる夢物語的な政策、具体的な政策というのをこの中に書き込むというのは、文化庁にとっても、また政府にとってもリスクなことです。むしろできる、これぐらい、ここまでは絶対やらなければいけないという覚悟での施策群も含まれていると、そういうふうに部会長の私としては理解しております。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。第1期のときもその評価みたいなものがありましたから、第2期もまたいずれそういったことを課題にしないでいけなくなるかなという気もいたしました。書いてあるとどこまで達成できたかというのが、今、いろいろな場面で試されてきている時代になってきたなと思いますが、ただ、抜けているものがあるというのは少しまづいと思いますので、こういう網羅的なことも必要かなと私は思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【河島委員】 会長のおっしゃるとおりだと思います。どうもありがとうございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、ありがとうございます。本日、様々な御指摘や御意見を頂いたところでありますが、そういったものの今回の案への反映を含めて、文化審議会としての中間報告（案）について、これの取扱いについては、会長、私宛てに御一任いただいて、事務局の間で調整して成案にするということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、今日の御意見も踏まえた形で最終的な形への持っていく方につきまして、御一任いただきまして、事務局と調整して文化審議会としての決定にしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題（2）持続可能な文化財の保存と活用のための方策について（第二次答申）及び「文化財の匠プロジェクト」の改正についてに移りたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

【篠田文化資源活用課長】 文化資源活用課の篠田と申します。議題の点について御説明を申し上げます。

まず、先週金曜日でございますけれども、文化財分科会の了承を得ましてまとめていただきました「持続可能な文化財の保存と活用のための方策について（第二次答申）」について御報告、御説明申し上げます。

文化審議会におきましては、平成29年の文部科学大臣からの諮問を受けまして、同じ年の12月に第一次答申を取りまとめていただきました。この内容につきまして、文化財の保存技術の継承ですとか、修理に不可欠な用具・原材料の確保のための方策などについては、継続審議事項となっております。このことにつきまして、昨年8月に文部科学大臣から改めて審議要請をさせていただいたところ、文化財分科会の下に企画調査会を設置していただきまして、これまでの間、11回にわたり審議・検討を行っていただきました。

審議におきましては、修理技術者や原材料の生産者、また自治体関係者のほか、ファンドレイジングプラットフォームの方を含めた多様な有識者からのヒアリングを通じて議論を行っていただきましたほか、中間整理後にはパブリックコメントなども実施をさせていただきまして、文化財分科会企画調査会としての最終的な取りまとめを経て、今回の答申として頂いたものでございます。

主な内容につきまして、概要書について御報告いたします。

まず、1ポツの検討の背景にありますように、審議事項に係る施策として、昨年度、文部科学省では、文化財の修理技術者等や、用具・原材料の確保・支援等を持続的に進めるための5か年計画といたしまして、「文化財の匠プロジェクト」を策定し、今年度から取組を進めているところでございますが、このプロジェクトのさらなる充実につながるよう、取組の検討の方向性を提言いただいたものとなっております。

具体的な内容につきましては、2ポツの課題及び検討の方向性の部分になりますが、大き

く分けまして3つの事柄についてまとめていただいております。

1つ目が、文化財の保存技術や技能の継承、修理技術者の確保及び支援についてでございます。主な課題でございますように、文化財の保存の技術者につきまして、その担い手が減少し、後継者養成を限られた現役技術者が担うなど、負担が大きく、また、家業として営まれている場合が多いなど、事務機能が弱い。また、文化財を護り支えてきた重要性に比べまして認知度が低いなどの課題が挙げられております。

こうしたことから、施策の検討の方向性といたしまして、文化財の保存技術である選定保存技術について、複数認定を積極的に行う方針を明確化し、認定をさらに拡大するとともに、広く認識され親しみのある通称を付して社会的認知の向上を図ること。また、匠の技を伝える真正な用具・原材料の確保を支援するなど、伝承者養成をさらに強化すること。中堅・若手の技術者のモチベーションとなるような表彰制度を新たに創設すること。文化財保存技術の分野横断的な拠点、ナショナルセンターとして文化財修理センター（仮称）の設置に向けた検討を推進することなどが提案されております。

次に、(2) 文化財の保存に必要な用具や原材料等の安定的な確保についてでございます。美術工芸品を含めた多様な文化財の修理におきましては、多種・高品質で特殊な用具・原材料が必要となりますが、それ自体の需要が少ないことから、継続的な生産を支える環境に課題があります。こうしたことから、文化財の保存に不可欠な原材料については、国が調査の上、順次リスト化・公表し、調査研究の加速化でありますとか、生産支援の充実、また、場合によっては買上げ等も含めた施策などにより安定供給を図るほか、文化財の修理に必要な用具・原材料の需給調査、また、代替材料を含めた調査研究、情報発信等の実施、伝統的な和紙や畳などについては、文化財建造物の修理機会において需要の創出を図ることなどが提案されております。

3つ目が、(3) 持続可能な文化財保存のための対応についてです。文化財の保存・修理は、適正な周期で行われることが必要である一方、所有者には修理資金の工面が困難な方が多く、公的サポートの充実が課題となっております。こうしたことから、多様な文化財につきまして、長期的な修理需要予測調査を実施し、資金面での見込みを明らかにするほか、修理技術者の仕事量の確保にも貢献していくこと。また、国・自治体で文化財保存に必要な予算を確保した上で、クラウドファンディングを含めた寄附など、多様な資金調達を活用していくことなどが提案されております。

続きまして、「文化財の匠プロジェクト」の改正についてです。「文化財の匠プロジェクト」

につきましては、先ほど申し上げましたとおり、文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るための5か年計画として策定し、推進しているものでございますが、ただいま説明をさせていただきますました答申の内容を反映し、具体的なプログラムを実施してまいりたいと考えております。

重点的な取組内容として追加する点でございますが、黄色のハイライトで強調させていただいておりますけれども、先ほどの答申内容の説明と重複しますが、用具・原材料の確保の関係におきましては、文化財修理に不可欠な原材料についてリスト化・公表、また生産支援を通じて安定供給につなげていくほか、伝統的な和紙などについては、文化財建造物の修理機会においても需要を創出していくことなどを盛り込んでおります。

また、文化財保存技術に係る人材に関しましては、選定保存技術の保持者・保持団体の複数認定を積極的に行うとともに団体認定を推進すること。また、選定保存技術に親しみを持ってもらえる通称を付与することや、中堅・若手の技術者を対象に新たに表彰制度を創設することとしております。

適正な修理周期で修理するための事業規模の確保に関しましては、文化財類型に応じた必要な事業規模を漸次確保していくことに加えまして、長期的な修理需要予測調査を実施することや、必要な事業規模、予算を確保した上で、多様な資金調達の活用も図っていくこととしております。

これらの内容につきまして、順次準備し、取組を進めていきたいと考えております。

御報告、御説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【佐藤会長】 ありがとうございます。持続可能な文化財の保存と活用のための方策ということで、特に「文化財の匠プロジェクト」では、文化財の保存技術の継承、あるいはその若返り、あるいはその方たちをいかに支えるかということ。それから、それで文化財の修理に用いる用具や原材料等について、例えば和紙とか畳が例に挙がっておりましたけれども、そういったものをいかに用意していくかということで、文化庁としても長期的な需要や修理の予測を行いながら適切に持続可能な形で保持していこうと、支援していこうというようなことだと思います。

ただいまの説明につきまして、御質問とか御意見はございませんでしょうか。藤井委員、お願いします。

【藤井委員】 特に「文化財の匠プロジェクト」についてですけれども、文化財、古い技術を使った、古典的な技術を使ったもの、それからその周辺のものがいっぱい必要なんです

けれども、これはかなり実態として危機的であります。これに対する積極的な施策というのは今まであまりなかったのですが、今回全面的にそれを支援するという方向が打ち出されたので、これは大変期待をしているところです。ですから、ぜひ持続可能な文化財の保存と活用、それから「文化財の匠プロジェクト」をうまく運用されるように、心から願っております。

以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。現状としてかなり喫緊な状況だということがございますね。

【藤井委員】 はい。

【佐藤会長】 ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。では、島谷委員。

【島谷会長代理】 文化財分科会でも出した意見なのですが、認知度が低いということで、新たな名称をといる、例えば人間国宝というような、無形の場合はありますけれども、そういった形でこういったものにもその名称をつけるというのは、とてもいい施策だと思います。したがって、年度の中で最後にこうなりましたというのもいいんですが、早いうちからこれを募集してもいいのですが、そういった形で、やりがいのある職場であるということと、仕事量の確保というのがありました。生活できるだけの収入があるということ。補助金で、国宝、重要文化財の場合は、国が半分、地公体はその半分で4分の3までは担保されるんですけども、4分の1は本人が、所有者がやらなければいけないということがありますので、それを捻出するのがかなり難しい状況のところもあると思います。そういった手当てというのも文化庁、それから地公体のほうで助けてあげるといいう仕組みを早く作ってあげることがいい循環を生むと思います。そうすることによって業者も安心して仕事に従事できるという、誇りを持って仕事ができるということになりますので、ぜひそのいい循環を作っていただくように、大変ではあると思いますが、よろしく願いしたいと思います。非常にいい取組をいただいていると思いますので、感謝しております。

【佐藤会長】 先ほどの文化芸術のほうでもありましたが、本当にいい意味での好循環が生まれてくれると大変ありがたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。松田委員、お願いします。

【松田委員】 松田でございます。既に藤井委員、また島谷委員もおっしゃったように、私も今回の第二次答申の内容、また、それを受けての「文化財の匠プロジェクト」の改正というか、より発展させる方向を大きく歓迎し、また期待しているものでございます。

選定保存技術を守る取組、この法的な枠組みは、例えばヨーロッパの文化財や文化遺産を守る制度にもない日本独自のとてもユニークで先進的な取組だと長らく私は思っていました。「文化財を護る技術を護る」ことが法的に裏づけられているのは、とてもすばらしいと思っていたのですが、その割にそのことが国際的にはおろか国内的にもあまり認知されていないことが寂しく感じられていましたので、その知名度を上げ、また制度的にも柔軟性を入れるという今回の方向性を歓迎しております。

もう一つ、今回の概要資料には出ていなかったのですが、概要資料とは別のより詳細な資料に書いてあった、ふるさと文化財の森事業という取組もとても面白くて、先進的で、もっと知られていたらいいのにと思っていましたので、それを今回発展させるような方向性が示されていて、これも歓迎するものです。

ここからが質問なのですが、概要資料のいずれにも出ておりました、国立の文化財修理センター（仮称）というものについて質問があります。これもまた新しく国立のセンターができる方向に今向かっている、検討を進めているということを伺っておりますけれども、とても期待し、また注目しております。

既に、京博さん、すなわち京都国立博物館、それから奈良博、奈良国立博物館に文化財保存修理所というのが附属でついています。それらと、今回作ろうとされている文化財修理センターとの関係が私の1つ目の質問です。

概要資料ではない詳細な資料には、京博の文化財保存修理所が狭くなってきて、機能を拡充させるために、新たに国立の文化財修理センターを作りたいのだという説明が出ていて、これは歓迎するものなのですが、今の京博さんについている文化財保存修理所というのは、基本的に美術工芸品を対象にしたものですから、そうなってくると、文化財修理センターというのは、美術工芸品の修理を恐らくそのままさらに発展させて行うとして、建造物の修理についても、この新たなセンターで何らかの活動を行うようになるのかというのが1つ目の質問です。

それから2つ目の質問は、概要の資料2-3に出ていた文化財の修理調査員についてです。この修理調査員として、2-3の資料では、文化庁非常勤職員を文化庁に新たに配置すると書かれております。概要資料には出ていないのですが、詳細な資料をさらに読み込みますと、今年度から30人この非常勤の職員を置くということで、これも本当に思い切った措置であり、とても喜ばしい方向だと思うんですけども、なぜ非常勤なのかというのが質問です。非常勤ではなく、常勤の専門調査官を置くというような方向性もあったと思うのですが、非

常勤にされたというこの意図は何でしょうか。ひょっとしたら制約のためにそうなっているのかもしれませんが、御説明いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 ありがとうございます。今の2点の質問について、事務局のほうはいかがでしょう。

【篠田文化資源活用課長】 御意見、御質問をありがとうございます。

まず、御質問いただいた点ですけれども、文化財修理センターについて、各博物館に置かれている修理所とのすみ分けといますか役割分担、また建造物との関係でございますけれども、今まさに専門家会議のほうでその文化財修理センターの担う機能について御議論いただいているところでございまして、御指摘の点も含めて、どういったすみ分けというか機能分担をするのがよいのかということについては、引き続き検討していきたいと思っております。

また、建造物については、物理的に修理を行うのが建造物の立っている場所になりますので、その修理センター自体でその修理機能を担うというわけではないと思っておりますけれども、あくまでナショナルセンターとしての役割になりますので、共通する情報集約等についての役割については、建造物についても何らかの役割を担うことが期待されていると思っておりますので、引き続き御意見も踏まえまして検討を進めてまいりたいと思っております。

また、文化財の修理調査員ですけれども、今年度から非常勤として配置をさせていただいております。文化財の、特に美術工芸品の関係で、修理需要の調査をした上でその修理につなげていくですとか、所有者の方へのアドバイスのつなぎになるような形を想定しております。今、松田委員御指摘のように、文化財調査官のほうがその文化財の状態を確認した上で保存修理等の助言をさせていただいているところでございますけれども、そこでなかなか手の及ばないところについて、そのサポート的な役割、情報収集をするという形で、今非常勤職員としての配置をさせていただいているところです。なかなか常勤を直ちにというところが厳しい状況もございますので、できる範囲での情報集約、また保存・修理、それから活用につなげられるように、情報をより効果的に集められるようにということで始めているところでございまして、いずれこの活動についても充実を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。今の非常勤の文化財の修理調査員の方たちというのは、今は文化庁の中の文化財第二課とかに属しておられるわけでしょうか、第一課かな。

【篠田文化資源活用課長】 文化財第一課から委嘱する形で進めさせていただいております。

【佐藤会長】 松田委員，よろしいでしょうか。

【松田委員】 大丈夫です。いずれにせよとてもいい方向に行って，頼もしいと思いながら，いい方向に向かっていると思えました。ありがとうございました。

【佐藤会長】 ほかに，ただいまの「文化財の匠プロジェクト」について，御質問，御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは，これで議題（2）は終えたいと思います。

続きまして，議題（3）その他であります。3つ目，これについて事務局から御報告はありますでしょうか。

【斉藤政策課課長補佐】 御報告をお願いいたします。国語課はいらっしゃいませんか。分かりました。

すみません，資料3-1としてお配りをさせていただいている「地域における日本語教育の在り方について（報告）」ということで，文化審議会国語分科会のほうで取りまとまっておりますので，本日は，皆様に資料と概要という形でお示しをさせていただいております。特に説明というわけではなくて，御報告として資料をお配りさせていただいているということでございました。失礼いたしました。

会長にお返しいたします。よろしく申し上げます。

【佐藤会長】 これは，「地域における日本語教育の在り方について」ということで，国語分科会のほうから報告をなされたということがこの審議会でも共有するというごさいますね。

【斉藤政策課課長補佐】 はい。ありがとうございます。

【佐藤会長】 どうぞよろしく申し上げます。

それから，先ほどの「文化財の匠プロジェクト」については，第二次答申案を今日のこの審議会を通して「案」が取れるということで理解してよろしいでしょうか。

【斉藤政策課課長補佐】 そうですね。

【佐藤会長】 どうぞよろしく申し上げます。

それでは，ありがとうございました。これで，議題（1），（2），（3）のことが終わりましたけれども，これまでのそういった議題でも結構ですし，あるいはそれ以外の文化財，文化芸術関係のことも結構ですので，何かしら御意見あるいは御質問等がございましたらお

願いたいと思います。いかがでしょうか。

【篠田文化資源活用課長】 会長，1点よろしいでしょうか。

【佐藤会長】 はい，どうぞ。

【篠田文化資源活用課長】 先ほど御発言いただいた第二次答申の関係でございますけれども，文化審議会の規則によりまして，文化財分科会で御了承いただいて，文化審議会としての答申ということになりましたので，先週の金曜日の段階での答申ということ。

【佐藤会長】 もう決まったということですね。

【篠田文化資源活用課長】 ええ，おまとめいただいたことになっております。その内容については，今回の御報告と共有ということで御理解いただければ幸いです。

【佐藤会長】 ですから，もうこれで「案」が取れているということになりますね。

【篠田文化資源活用課長】 さようでございます。

【佐藤会長】 分かりました。

いかがでしょうか。それ以外の文化財あるいは文化芸術等につきまして，御意見があればこの場で願いたいと思いますが，いかがでしょうか。

それでは，今日，「地域における日本語教育の在り方について（報告）」は，一応ここでの御報告の文書を受けるというだけだったので，少し早く終わってしまっているんですけども，よろしいでしょうか。御意見がありましたら願いたいと思います。

それでは，今日議論いたしました，文化芸術推進基本計画の中間報告（案）についてもそうですし，あるいは，持続可能な文化財の保存と活用のための方策について，それから「文化財の匠プロジェクト」について，いずれも非常に重要な喫緊の課題でもあり，かつこれからの文化庁の方向としても大変重要な議論だったと思います。今後，ぜひいい方向で施策が実現していきますように，また，こういったことは，私はすごくいいことをやっていただいていると思うので，それがもう少し，認知度が低いというその匠プロジェクトの話もありましたけれども，こういった仕事自身が，国民にもぜひ共有していただけるように，そして，それが跳ね返っていろいろな他省庁との協力関係も築けるようになると思いますので，文化庁の方は，これからまた移転等もありお忙しいと思いますが，ぜひどうぞよろしく願います。

それでは，よろしいでしょうか，これで。そろそろこれで閉会とさせていただきたいと思えます。

最後に，事務局から連絡事項等をお知らせいただいて閉会にしたいと思います。皆様，ど

うもありがとうございました。

【斉藤政策課課長補佐】 それでは、事務局でございます。すみません、画像の共有がうまくできておらず、失礼いたしました。

最後に、スケジュールを改めて御確認させていただきたいと思います。

この後、文化芸術推進基本計画（第2期）中間報告（案）をパブリックコメントをかけさせていただきまして、改めて年明け、文化政策部会の審議を経まして、2月中をめどに文化審議会の総会、答申案を改めて御審議いただきたいと思っております。これが年度で言うと第4回になりますけれども、併せまして、例年定例で開催しております各分科会、各部会からの年度内の議論、審議の報告という形で、第5回が年度末にもう一度あるかと思っておりますので、年内2月、3月をめどに1回ずつ文化審議会の総会を予定しております。多少前後することはあるかと思っておりますけれども、年度内、残り2回、文化審議会総会を開催させていただきますので、委員の皆様の御協力と積極的な御参加をお願いいたしたいと思っております。

本日は誠にありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

【佐藤会長】 どうもありがとうございました。

【斉藤政策課課長補佐】 ありがとうございました。

— 了 —